

<論 文>

韓国における平和的生存権論の展開と平和への権利
—— 憲法裁判所の決定と最近の国連人権理事会における議論を中心に ——

申 鉉 昨 *

The Development of the *'Right to Live in Peace'* and the *'Right to Peace'* in Korea: Focusing on Constitutional Court Decisions and Recent Arguments in the United Nations Human Rights Council.

SHIN, Hyun-oh

The concept of the *'Right to Live in Peace'* is generally understood as the *'Right to live peacefully'* in the Preamble of the Japanese constitution. In recent years, in South Korea, there have been discussions on the *'Right to Live in Peace'* which have given rise to many trials. However, the Constitutional Court has not recognised this concept as being constitutionally a basic human right. On the other hand, the United Nations considers the *'Right to Live in Peace'* as part of the *'Right to Peace'*. Moreover, there is also a global movement to recognise the *'Right to Peace'* as a universal right. By presenting the discussions in South Korea and at the United Nations, this paper highlights how South Korean society can recognise the *'Right to Live in Peace'* as a basic human right within the constitution.

Keywords : Right to Live in Peace, Right to Peace, New Human Rights, South Korean Constitutional Court, United Nations Human Rights Council

キーワード : 平和的生存権、平和への権利、新しい人権、韓国憲法裁判所、国連人権理事会

* 立命館大学大学院 国際関係研究科 博士課程後期課程

序 論

平和的生存権という概念は、「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利」として日本国憲法前文に表現されていることから始まった¹⁾。日本の憲法学界で平和的生存権という用語を初めて使用し、体系化した星野安三郎は「平和的生存権は、世界憲法史上初めて表現されたものであり、日本国憲法は平和的生存権を軸として存在するものである。憲法典に即していえば、前文第二段に表現される『恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利』である。そしてこの平和に生きる権利は、具体的には、第二章第九条の戦争放棄・軍備禁止によって保障されるというべきである」²⁾と述べ、日本国憲法前文、第9条、及び人権を同時に関連付けて「平和的生存権」という概念として定立した。さらに、小林武は平和的生存権に対し、「市民は、政府に平和政策を要求し、それに従わない政府から平和の実現につとめる政府にとりかえることができるという、『人権としての平和』の思想に立つものである。これを憲法規範として定めたことは、国家に戦力不保持を命じたこととともに、世界の憲法の平和規範としての水準を高めたものとして、憲法史への巨大な貢献であると言える」³⁾と述べ、その存在価値を高く評価した。一般に、平和的生存権とは、いわゆる「新しい人権」として国民が国家に対して平和な生活を享受できる権利を要求する請求権的性格と、国家から干渉されずに自由に行動できる自由権的性格を同時に有するという意味として解釈される⁴⁾。

このような平和的生存権の概念は、韓国の憲法学界においても1970年代後半から登場し始めるが、しばらくの間、活発な議論は行われなかった⁵⁾。ところが、2000年代に入ってから憲法裁判所の平澤米軍基地移転違憲確認訴訟や戦時増員演習違憲確認訴訟を通して、平和的生存権を憲法上の基本的人権として認めるべきか否かに関する議論が本格化した。特に最近では、海軍基地建設問題を巡って済州島の江汀村の住民たちの平和的生存権に関する議論が続けられている⁶⁾。しかし、後ほど詳細に言及するが、平和的生存権と関連して、憲法裁判所は2009年の戦時増員演習違憲確認訴訟で、平和的生存権の「平和」は抽象的な概念に過ぎないとし、平和的生存権の本場である日本でも裁判規範として認められていないことを理由に、憲法上の基本的人権として認められないという決定を下した。そのため、前述したような平和的生存権の一般的な意味だけでは、たとえ新たに憲法裁判所で訴訟が起こるとしても、基本的人権として簡単に認められるとは考えられない⁷⁾。

一方、最近の国際社会においては、国連を中心に「平和への権利 (The Right to Peace)」に関する議論が本格的に行われている。日本を始めとする多くの国では、「平和的生存権」と「平和への権利」は類似している要素は多いものの、厳密な意味では異なる概念として議論されており、「権利としての平和」として具体的で積極的な概念として扱われている⁸⁾。しかし、韓国の学界では「平和権」という言葉を使用して同一概念として扱い、別途に国際社会における「平和への権利」に関して議論することを重要視していない。そのため、韓国における平和的生存

権論の議論状況を検討すると同時に、国際社会で議論されている平和への権利をどのように検討して、どのように確立していくのが非常に重要な検討課題であると言える。そして、それは韓国憲法における平和的生存権論の確立にも大きな影響を及ぼすと思われる。

そこで、本稿では、まずⅠにて韓国における平和的生存権論の展開について、憲法学界における議論状況と理論について考察した後、それに基づき、Ⅱにて平和的生存権に関連する憲法裁判所の決定例及び最近の済州島海軍基地問題を検討する。その後、ⅢではⅡにて検討した事例を現在国連で議論されている「平和への権利」と照らし合わせて考察する。そして、これを通して平和的生存権と平和への権利は「人権としての平和」としてどのような意味を有するののかを両者の関係を通して考えたうえ、これを基に韓国社会において、いわゆる「権利」又は「人権」としての「平和」が基本的人権として認められるための課題は何かについて考察する。

Ⅰ. 韓国における平和的生存権論——憲法学界における議論状況と理論

韓国の憲法学界における平和的生存権論に関する議論は、学界で1970年代の後半に始められた世界各国における憲法上の国際平和主義理念に対する議論から関連付けてきていると言える。序論で言及したように、平和的生存権は「人権としての平和」であるとも言えるが、当時の韓国の憲法学界は日本、フランス、ドイツなど、世界各国の憲法平和主義理念を研究しながらこの「人権としての平和」についても考え始めるようになった。本章では、以上のような流れを踏まえて、韓国における憲法の平和主義理念や平和的生存権に関する議論状況を詳細に検討したい。

まず、憲法上の国際平和主義理念に関する1970年代後半の代表的な研究として、金哲洙と韓相範の研究がある⁹⁾。金哲洙は「国際平和主義」(『法政』第60号～第61号、韓国司法行政学会、1976)で、憲法上の平和条項と平和の国内法的保障に関して、日本国憲法をはじめとして、フランス、ドイツなど各国の憲法を比較し(『法政』第60号)、平和の国際政治的保障に関する問題を分析することで(『法政』第61号)、憲法上の国際平和主義理念と国際法学的・国際政治学的な観点での国際平和主義理念との相関関係について論じた。さらに、彼の研究は、憲法上の国際平和主義理念について他国の例を挙げて十分に説明し、特に日本国憲法について「日本国憲法の規定は、戦争とその他の武力行使の放棄をどの憲法よりも徹底的に規定したと見られるのみならず、戦争の手段である軍備を完全に廃止した憲法として唯一のものであると言える」¹⁰⁾と述べ、日本国憲法がどの国の憲法よりも国際平和主義理念を直接的に強調していることを論じた。しかし、韓国憲法における国際平和主義理念に関しては、各国の憲法を比較した箇所でも国際平和主義理念として解釈される余地がある一部の条文を簡略に挙げたこと以外には、ほぼ言及されていない。

そして、金哲洙よりは若干早く、韓相範は「国際平和主義と国際連合の『侵略』定義——憲

法第4条の理解のための試論」(『司法行政』第175号、韓国司法行政学会、1975)で、各国における憲法上の平和主義理念と国際法学的・国際政治学的な観点での国際平和主義理念を分析した。彼の研究は、金哲洙の研究と類似はしているものの、国際平和主義理念と「大韓民国は国際平和の維持に努力し、侵略的戦争を否認する」と定めた当時の韓国憲法第4条(現行憲法の第5条)を関連付けて考えようとしたこと、特に朝鮮半島全体を大韓民国の領土と定めた韓国憲法第3条の解釈を巡る問題とも関連付けて考えようとしたという点で¹¹⁾、金哲洙の研究とは異なっている。さらに、彼の研究は、韓国憲法における国際平和主義理念に関する概念定立の可能性を示したという点で、意義のある研究であると思われる。しかし、彼の研究も、当時の韓国憲法第3条と第4条が憲法上における国際平和主義理念と関連付けられる可能性は示したとしても、それだけで韓国憲法における国際平和主義理念として論じるには、その論拠が不十分である。

一方、その韓相範は、「韓国の憲法理論とその問題点——主権と解釈論の批評」(『法政』第62号、韓国司法行政学会、1976)では、基本的人権の解釈において、外国の一般的な解釈論の紹介に過ぎなかった当時の韓国学界の研究状況を批判した。すなわち、韓国の社会状況を見据え、その上で人権の地位と課題、問題点などを探求するのであれば、現代韓国社会の人権問題に正しく対処できないとした。特に彼が述べた「生命・健康を保存する権利」は、序論で言及したように、「構造的暴力¹²⁾から免れて平和に生存する権利」を意味する「広い意味」での平和的生存権とも密接な関連があると言えるので、韓国の憲法学界における平和的生存権に関する議論は以上のような流れから始められたのではないと思われる。

このような中、遂に1980年代前半に韓国の憲法学界で平和的生存権に関して直接的に言及した最初の研究が登場するようになった。丘秉朔は「平和的生存権論」(『考試研究』第96号、大名考試研究会考試研究社、1982)で、平和的生存権の起源と憲法史的沿革、20世紀の平和主義理念と平和的生存権論を基に当時の韓国憲法と関連付けて考察しようとしたという点で意義のある研究である。ところが、説明されている内容は、日本国憲法における平和的生存権論として議論される内容とあまり変わってはいない¹³⁾。結果として、韓国憲法の中に平和的生存権が直接的に含まれているということを十分論証したとは言えない。

丘秉朔の研究を出発点とした韓国学界における平和的生存権に関する研究は、韓国社会の様々な政治・社会的な変動やそれに対する学界の無関心などによる制約のために活発に行われているような状況ではなかったが、多少なりとも今日まで継続されてきた¹⁴⁾。しかし、多くの研究は平和的生存権自体の意味と内容に重点を置いており、平和的生存権論の議論が先駆的に行われている日本国憲法第9条を巡る問題を網羅的に紹介しているに過ぎないので¹⁵⁾、韓国憲法における平和的生存権論としては、まだ十分に検討されていない。さらに、序論で言及したように、いわゆる「新しい人権」として自由権的な性格と請求権的な性格を複合的に有している平和的生存権論の争点が浮き彫りにされなかったことも研究の欠点として挙げられる¹⁶⁾。

このような状況下、近年、日本国憲法の平和的生存権を踏まえた上で、韓国憲法の平和的生存権論を本格的に展開している仁荷大学の李京柱の研究に注目する必要がある。彼の研究は、例えば「平和的生存権の憲法実践的意義」(『民主法学』第41号、民主主義法学研究会、2009)等で、日本における平和的生存権論の考察を通して、それに照らして「韓国における平和的生存権論」、すなわち、いわゆる「韓国の国内的な事情に合わせて考えた平和的生存権論」の概念確立を目指したという点で非常に意味深い研究である。さらに、彼は「韓国における平和的生存権論」(浦田一郎他編『立憲平和主義と憲法理論——山内敏弘先生古稀記念論文集』法律文化社、2010)で、平和的生存権に関して詳細に挙げられた憲法裁判所の二つの決定を重点的に分析し、それに基づいて韓国における平和的生存権の展望、韓国の平和的生存権が東アジアの平和構築に及ぼす影響や意義について詳細に論じた。このような研究の流れは韓国の若手研究者にも波及し、憲法上の基本的人権としての平和的生存権の争点を多角的に分析して、韓国社会で平和的生存権が基本的人権として認められていない最も大きな理由は、平和的生存権の保護領域が確定されていないことにあると論じたジョン・ヘインの研究¹⁷⁾や平和と関連する韓国社会運動の多様な議論を中心に社会学的な観点で平和的生存権について分析したイム・ジェソンの研究¹⁸⁾がある。ジョン・ヘインの研究は、次章で詳細に言及する2006年の平澤米軍基地移転違憲確認訴訟で、平和的生存権を一時的でも基本的人権として認めた憲法裁判所がその根拠として挙げた現行韓国憲法の条文内容を中心に、韓国憲法の構造上、平和的生存権という基本的人権を導き出すことができるか否かを憲法前文に関する学説¹⁹⁾を利用して詳細に分析した。そして、彼女の研究は、幸福追求権や良心的兵役拒否などの基本的人権と平和的生存権との関係性、韓国憲法上の平和的生存権の主体や法的性格について詳細に分析したものであり、これまで、日本、フランス、ドイツ等の他国の例を重点的に紹介するのに過ぎなかった平和的生存権に関する韓国の初期研究の欠点を補完したものとして評価できる。

しかしながら、ジョン・ヘインの研究は、平和的生存権が基本的人権として認められるためには何よりもその保護領域の確定が必要であり、これと関連して憲法学界以外の学界では、平和の概念を「構造的暴力のない状態」と見るなど人間生活における根本的な観点から平和的生存権に接近していることを指摘した。ところが、戦争関連の条文と憲法裁判の本質における根本的な限界が存在するため、憲法学界では平和的生存権の認定範囲が狭くならざるを得ないということしか確認できなかったという点で、相当の研究課題を残したと言える²⁰⁾。社会学的な観点で平和的生存権を分析したイム・ジェソンの研究も、韓国社会における平和と関連した最近の社会運動の流れを中心に平和的生存権について詳細に分析したものであるが、後ほど言及する「平和への権利 (The Right to Peace)」と平和的生存権を「平和権」という一つの用語で使用したことで²¹⁾、明確な概念定立がされていない状態で議論を展開したのであり、結果的に平和的生存権が再び否定された2009年の戦時増員演習違憲確認訴訟後、韓国社会運動の内部で平和権に関する議論が2006年の平澤訴訟の直後ほど活発にされなかったことを確認したの

に過ぎなかった²²⁾。そのため、彼の研究も多くの研究課題を残したものであると言える。

以上見てきたように、韓国憲法学界における平和的生存権に関する研究は、研究初期から今日まで様々な方面で現れた欠点を補完しながら発展してきてはいるが、まだ多くの研究課題を残しているというのが実情である。ところが、イム・ジェソンが述べたように、最近になって活発ではないとしても、韓国社会においても立て続けに平和運動が展開されており、このような韓国社会における平和運動の動きは、次章で詳細に言及する憲法裁判所の二つの決定にも詳細に反映された。特に最近では、済州島の江汀村での海軍基地建設問題を巡って韓国の多くの市民団体が平和運動を展開しながら、平和的生存権と関連する議論を進めていることが非常に注目されている。

そこで、次章では平和的生存権が初めて認められた憲法裁判所での2006年の平澤米軍基地移転違憲確認訴訟と、再び平和的生存権が否定されることになった2009年の戦時増員演習違憲確認訴訟の内容を中心に詳細に分析し、韓国社会で平和的生存権が憲法上保障されるべき国民の基本的な人権として認められる法的・制度的余地はないかについて検討する。また、これに基づいて最近注目されている済州道海軍基地建設問題と平和的生存権との関係性について考えてみることにより、この問題をさらに具体的に考察していきたい。

II. 平和的生存権に関する憲法裁判所の決定と済州島海軍基地問題

韓国社会は、2000年代に入ってから社会で起こっている多様な社会問題を通して、「参与連帯」²³⁾や「民主社会のための弁護士が集い(民弁)」²⁴⁾等の市民団体を中心に平和に関する議論や活動を活発に行うことになる。このような流れは、憲法裁判所で平和的生存権が本格的に挙げられるようになった直接的なきっかけとなり、平和的生存権と関連した最初の決定である2003年の「イラク戦争派遣決定及び同意案等違憲確認」にまで至るようになったと言える²⁵⁾。しかし、請求人たちは「韓国政府のイラク派兵決定によって武力紛争に巻き込まれる可能性が高まったことで、人間としての尊厳と価値・幸福追求権が侵害される」と主張しはしたものの請求人たちが平和的生存権の侵害を主張したのではなかった。にもかかわらず、この決定は憲法裁判所が、請求人たちが「平和的生存権が侵害された」という主張をしたと見なして判断を下したという点で、平和的生存権という概念が憲法裁判所で初めて登場したところに意義がある²⁶⁾。しかし、平和的生存権が憲法上の基本的人権であるかの否かに関しては判断を下さなかったため²⁷⁾、この決定は、韓国の憲法学界でも平和的生存権が憲法上の基本的人権であるか否かを議論する際には、あまり重要視されていない²⁸⁾。しかしながら、民弁所属の張慶旭弁護士は、この決定も含めて平和的生存権の基本的人権可否に関して考察を行った²⁹⁾。これは、前述のように、この決定で初めて平和的生存権という概念が登場したことがきっかけになって、後述のような平和的生存権が憲法上の基本的人権であるか否かを判断した決定に関わる議論に

影響を及ぼしたと分析したという点で意義がある。

その後、憲法裁判所で平和的生存権が憲法上の基本的人権であるか否かについて初めて議論された、2006年の平澤米軍基地移転違憲確認訴訟の決定が下された。当時の憲法裁判所は平和的生存権を憲法上の基本的人権として認めたが、一方でそれから3年後に下された2009年の戦時増員演習違憲確認訴訟の決定では平和的生存権を否定した。両者は現行韓国憲法に明示されていない平和的生存権が憲法解釈論的観点から基本的人権として認められるかの可否に関し、非常に対比的な態度を示したので、韓国の学界では基本的人権としての平和的生存権論を展開する時、この二つの決定に注目しているのである³⁰⁾。

以上のようなことを踏まえて、本章では、まず、2006年の平澤米軍基地移転違憲確認訴訟と2009年の戦時増員演習違憲確認訴訟の二つの決定を詳細に分析すること³¹⁾から、最近の済州島海軍基地建設問題を始めとして、平和的生存権が韓国社会において憲法上保障すべき基本的人権として適用される可能性があるか否かについて検討したいと思う。

1. 平澤米軍基地移転違憲確認訴訟 (2006.2.23.2005 헌마 268)

(1) 事件の概要

韓国は米国と締結した基地移転協定によって平澤基地と烏山飛行場の土地を米軍側に提供するための土地買収と取用手続きを進めていた。平澤基地地域の周辺住民を中心とした請求人たちは「この協定は、米国に在韓米軍が東アジア及び世界各地で起こる武力紛争に対応する基地として平澤地域一帯を提供するものであり、米韓相互防衛条約及び侵略戦争を否認する憲法第5条第1項に違反し、朝鮮半島で周辺国間の武力紛争の可能性を高めて平和的生存権と幸福追求権を侵害する」と主張した。また、請求人たちは、この協定は平澤住民の意思が全く反映されずに締結されたものであり、請求人たちの自己決定権が侵害された。米軍基地移転による環境権、米軍による犯罪の被害者になった場合、捜査権と裁判権が制約されるので裁判手続陳述・幸福追求・平等権が侵害される、そして、周辺の土地・建物が開発制限区域に含まれるので財産権が侵害されると主張して、本件憲法訴願審判を請求した。

(2) 憲法裁判所の決定要旨

今日、戦争とテロ、又は武力行為から自由でなければならないことは人間の尊厳と価値を実現し、幸福を追求する前提になるものであるので憲法第10条と第37条第1項から平和的生存権という名でこれを保護することが必要であり、その基本内容は侵略戦争に強制されずに平和的生存ができるように国家に要請できる権利であると言える(下線筆者)。ところで、本件協定は米軍基地の移転のためのもので、その内容だけでは将来我が国が侵略的戦争に巻き込まれるということ認めにくい。また、本件協定によって請求人たちの環境権・裁判手続陳述権、幸福追求権、平等権、財

産権が直ちに侵害されるものではなく、米軍基地移転後に請求人たちが権利侵害を受ける恐れがあるとしても、これは将来に暫定的に現れる可能性があるものに過ぎないので、権利侵害の「直接性」や「現在性」は認められない。

2. 戦時増員演習違憲確認訴訟 (2009.5.28.2007 헌마 369)

(1) 事件の概要

2007年3月、当時の盧武鉉大統領が米韓連合軍事訓練の一種である「2007戦時増員演習」の夏期実施を決定した。本件演習は米韓相互防衛条約に基づいて毎年実施されており、国連司令部を通してその時ごとに北朝鮮に通報された。請求人たちは「本件演習は、北朝鮮に対する先制的攻撃演習で、朝鮮半島の戦争勃発危険を高めて東アジア及び世界平和を脅威するので、請求人たちの平和的生存権を侵害する」と主張して、本件憲法訴訟願審判を請求した。

(2) 憲法裁判所の決定要旨

本軍事演習は、米韓相互防衛条約に基づいた「外部からの侵略戦争」に備えて国家と国民の安全保障のために必要な訓練である。したがって、本件の軍事演習決定が国民の平和的生存権を侵害するとは言えない。そもそも平和というのは憲法の理念ないし目的として抽象的な概念に過ぎないのであり、平和的生存権は、これを憲法上列挙されていない基本権として特別に新たに認める必要があるとか、その権利内容が比較的明確で具体的権利としての実質に符合するとは見られない。一方、憲法前文第二段にある「平和のうちに生存する権利」という文言の憲法規定と第9条の戦争放棄及び戦力と交戦権を否定する憲法規定を持っている日本の最高裁判所も、「平和的生存権として主張された「平和」という概念は理念ないし目的としての抽象的概念であり、それ自体が独立された権利ではない」と言って具体的基本権性を否定した。また、我が憲法は、日本国憲法のように平和的生存権を直接的に導出する表現を置かず、ただ前文と総綱で「平和的統一」「世界平和」「国際平和」「侵略戦争否認」という規定を持っているだけである（下線筆者）。前述したように、平和的生存権を憲法に列挙されていない基本権として新たに認める必要があるとか、具体的権利としての実質に符合すると見られない以上、これを元に憲法第10条及び第37条第1項を根拠に平和的生存権を憲法上保障された基本権として、たやすく認めることはできないと言える。したがって、平和的生存権は憲法上保障された基本権であるとは言えない。同時に、憲法第10条と第37条第1項に基づいて平和的生存権を憲法上保障される国民の基本権として認めた従前の決定（2005헌마268）は、本決定と抵触される範囲内で変更する。（下線筆者）

(3) 補充意見及び個別意見

① 多数意見に関する補充意見 (裁判官 1 人)

基本権は国家の存立から離れて観念できない。国家間に戦争が起これば、国家の存立が脅かされる。我が憲法は侵略戦争を否認し、平和を重要な理念に標榜しているため、国家の全ての機能は戦争ではなく、平和に向けて行われるべきであるというのは我が憲法の基本原理から導き出される当然の理である。ここでの平和が戦争なき敵国に隷属されることまで甘受するという平和を意味すると見られない以上、戦争に備えた軍事訓練をしてはならないということの大義名分になってはいけない。したがって、請求人たちが主張する平和的生存権も、我が憲法の基礎的価値としてこのような枠内で観念すればいいのであって、敢えてこれを具体的基本権と観念してこれを元に戦時に備えた軍事訓練まで阻止するための独立された対国家的権利として認める理由はない。(下線筆者)

② 個別意見 (裁判官 3 人)³²⁾

国民の全ての基本権は、国家の存立や自由民主的基本秩序を前提にした場合のみ存在可能であり、国民の基本権を保障するためにも国土と国民を防衛し、自由民主主義を守るための戦争遂行やその他の軍事活動は不可避である。そのため、これのために国家が国民に国土防衛の義務を賦課し、国軍を組織・維持して軍事活動の訓練を実施するのも許容される。ところが、国家が上のような目的から顕著に外れて国民に国際的平和を破壊する侵略的戦争に参加するように要求することはできない。また、侵略戦争やテロ、又は武力行為から自由でなければならないのは、人間の尊厳や価値を実現し、幸福を追求するための基本前提であるので、国民を侵略的戦争に動員したり、テロの危害の中に放置したりするのは憲法第 10 条が宣言した国家の憲法上責務にも反する。したがって、国民は国家に対して侵略戦争に強制されずにテロ等の危害を受けないで平和的生存ができるように要請できる権利を持っており、これは憲法上の基本権として、たとえ憲法上の文言に明示されていないとしても国家に対して要請できる具体的権利であると言えよう (下線筆者)。ただし、本件演習決定は国民の平和的生存権を侵害する可能性があると見られないので、本件憲法訴願審判請求は基本権侵害の可能性が欠如された不適法な請求として却下されるべきである。

(4) 評 価

平澤米軍基地移転違憲確認訴訟で平和的生存権が憲法上の基本的人権として認められて、わずか3年も経たないうちに否定された本決定は、いわゆる「国家がなければ人権もない、そして、国の安全保障と関わりのない人権のみが人権」という憲法裁判所の人権観に問題があるということを示した決定である。そもそも人権とは「個人」の権利として公権力の統制のための権利であり、対国家的権利であるからである³³⁾。さらに、わずか3年も経たないうちに平和的

生存権に対する立場を変更したという点で、平和的生存権に対する憲法裁判所の理解不足及び本決定に対する政治的意図が反映されたという可能性を指摘することもできよう。

ところが、憲法裁判所の裁判官9人のうち3人は、平澤米軍基地移転違憲確認訴訟と同様に平和的生存権が憲法上の基本的人権であるという個別意見を示した。これは、平和を憲法上の最高価値の一つであると明示していることを前提にし、平和的生存権は憲法に列挙されていないが憲法上保障すべき人権の一つであると認めているのである。さらに、平和的生存権を憲法上の基本権として裁判官全員が認めた平澤米軍基地移転違憲確認訴訟とは違って、本決定は平和的生存権の憲法上の基本的人権としての認定可否に関して裁判官同士で意見が分かれたという点で、再度の判例変更の可能性もありうると思われる³⁴⁾。現在平和的生存権と関連して問題となっている済州島海軍基地問題においても、憲法訴訟が起こる可能性がある。もし、この問題に対して憲法訴訟を行えば、現在憲法上の基本的人権として認められていない平和的生存権が再度認められる判例変更の可能性は低いと見なさざるを得ない。したがって、憲法裁判所で平和的生存権が憲法上の基本的人権として再度認められるためには、何よりも日本国憲法前文に平和的生存権が明示されているように、平和的生存権に関する新たな枠組みや法的根拠を備える必要がある。

3. 済州島海軍基地問題と平和的生存権

(1) 問題の概要³⁵⁾

済州島海軍基地問題は、2007年4月に基地の立地が西帰浦市江汀村に決定されたことに関する手続的な問題を巡る葛藤から始められた。韓国の海軍は、2002年にシーレーンの保護、中国・日本からの暫定的脅威に対する対処のための戦略機動艦隊として済州島での海軍基地建設が不可避であると言い、地域の振興策の一つとして海軍病院で海女たちが診療を受けることができるように潜水病センター建立を約束した。そして、西帰浦市安德面和順里を海軍基地建設の有力な候補地としたが、住民たちは「海軍基地建設は、政府が宣布した『済州平和の島』のイメージを傷つける」とし、「済州島海軍基地建設反対道民対策委員会」を設立して反対運動を展開した³⁶⁾。

その後、海軍基地建設の他の候補地として南元面の為美里も挙げられたりもしたが、海軍は2007年3月に江汀村を含めた済州島内8か所を対象に立地妥当性を検討の結果、江汀村を最適地と選定した。これに対し、当時の江汀村会長³⁷⁾は海軍基地誘致意思を発表し、村の人口約1900名のうち、たった87名だけという、すなわち、村の総人口約1900名の5%も及ばない人数が集まった村臨時総会で海軍基地誘致決議が行われた。不思議なことは、それまでに江汀村では海軍基地建設を巡る説明会や公聴会が一度も行われなかったことである。このことに関して、現在でも「政府及び済州島と当時の村会長間の工作である」など、様々な疑惑が取りざたされている³⁸⁾。

当時の済州道知事は海軍基地立地を世論調査で決定すると発表した³⁹が、その世論調査は最も当事者である江汀村の住民たちのみを対象に世論調査を行うべきであるにもかかわらず、江汀村を含めた西帰浦市大川洞全域を世論調査地域とし、海軍側は一方的な広報を続けた。そのような状況で実施された世論調査では、当然のように賛成意見が多数となり、済州道知事は2007年5月、海軍基地の江汀村誘致決定を発表した。一方、この世論調査に対しては信頼性と公正性の面で様々な問題が提起された³⁹。当時の村会長は「海軍基地誘致問題を5か月間議論しており、自生団体や魚村係との協議を経て村総会で確定した」と述べながら手続的正当性を主張したが、誘致決議に反対する住民たちが臨時総会で村会長を解任し、新たな村会長を選出した。そして、新たに住民投票を施行し、投票に参加した725名のうち680名が反対意思を示した⁴⁰。ところが、韓国政府と海軍は、2007年4～5月に行われた村臨時総会での基地誘致決議と前述の世論調査の結果のみに基づき、江汀村の住民たちが誘致を希望したと強弁し、海軍基地建設を強行した⁴¹。さらに、このようなプロセスで村の住民同士でも少数の賛成派と多数の反対派に分裂して対立することになり、彼らはそれによって相当な精神的ストレスを受けることとなった⁴²。

(2) 「憲法上の基本的人権」としての平和的生存権の適用可能性

済州島海軍基地問題は、上記で検討したように、江汀村への立地選定を巡る葛藤から本格化されたと言えるが、何よりも根本的な葛藤の原因は平和的生存権を巡る問題であると見られている。平和的生存権の一般的な意味としては、序論で言及したように、「戦争の脅威から免れて平和に生存する権利」を意味しており、韓国の憲法学界でも主にこのような概念として解釈されている⁴³。そして、上記で検討した憲法裁判所における平澤米軍基地移転違憲確認訴訟を見ると、現行韓国憲法第10条・第37条第1項及び侵略戦争と国際平和維持のために努力すると定めた第5条から平和的生存権が導き出され、「侵略戦争に強制されずに平和的生存ができるように国家に要請できる権利」として定義していることが分かる。すなわち、二回にわたる世界大戦から見られるように、もし侵略戦争が否認されないのであれば、侵略する側でも侵略される側でも国民の平和的生存権は脅かされ、平和的生存が保障されない状況では私生活の自由や表現の自由などの自由と権利は保障されないことを意味している⁴⁴。そのため、国家が戦争を行わないように、基本的人権の名で国家権力を牽制するのがこの平和的生存権の意義であると言える⁴⁵。江汀村への海軍基地建設と関連して韓国のある軍事評論家は、「江汀村に海軍基地が建設されると、これを防衛するための陸上戦力と空中戦力が大規模に投入されることとなり、これによって陸・海・空軍が結集した大規模軍事要衝地になる。こうなると、有事時には敵軍の第一の攻撃目標となり、占領された場合は敵軍の要塞に転落する恐れがある」と述べたことがある。すなわち、このことは江汀村に海軍基地が建設されると、有事時に敵軍の集中攻撃を受けることになってしまっていて、侵害の現在性可否を離れて考えても江汀村住民の「戦争

の脅威から免れて平和に生存できる権利」が侵害されざるを得ないという意味として解釈できる⁴⁶⁾。そのような点で、これは平澤米軍基地移転違憲確認訴訟の事例と非常に類似しているがゆえに、江汀村の住民の平和的生存権を展開する訴訟として十分条件を揃えている。

ところが、江汀村の住民たちは、前述したように「戦争の脅威からの平和」としての平和的生存権も主張したが、いわゆる「生命平和」としての平和的生存権を主張したということが、より正確であろう。ガン・ドンギョン現江汀村会長によると、江汀村沖合はグラムビの岩をはじめとする美しい自然環境を持っていて、ユネスコが指定した生物圏保全地域でありながら済州島が2004年10月に指定した絶対保全地域⁴⁷⁾であったという。にもかかわらず、済州道知事は国策事業である海軍基地を建設するという理由で法的手続を無視して江汀村の絶対保全地域を解除した。これに、江汀村会は海軍基地反対運動が本格化された2007年11月に江汀村を「生命平和村」と宣布し、世界の全ての人々が訪ねる人類の故郷として作っていくと宣言して海軍基地建設強行で破壊される生命・平和を守るために反対運動を続けてきたのである。言い換えれば、江汀村の美しい自然環境や村の共同体を守ろうとする情熱から、この海軍基地建設反対運動が始められたと言える⁴⁸⁾。

以上の内容を平和的生存権と関連付けて検討してみると、前述したよう、いわゆる「戦争の脅威からの平和」に関する「狭い意味の平和」としての平和的生存権よりは、「構造的暴力からの平和」に関する「広い意味の平和」としての平和的生存権として接近することができる。具体的に言えば、江汀村の住民は、「美しい自然環境の中で、村の共同体を成して平和に暮らしてきたのに、海軍基地建設によって全てが破壊されつつある。我々は、この自然環境と村の共同体を守るために海軍基地建設を反対する」と主張しているのである。このことは、平和学界で主に言及されている「構造的暴力からの平和」として海軍基地問題に接近し、江汀村住民における「広い意味の平和」としての平和的生存権について検討できるものであり⁴⁹⁾、これに関しても憲法上の基本的人権として認められる方向について検討するべきである⁵⁰⁾。

しかし、上記で検討した憲法裁判所における戦時増員演習違憲確認訴訟から見られるように、「『平和』という概念は憲法上の理念ないし抽象的な概念で、その権利内容が明確ではない」という理由で最近では憲法上の基本的人権として認められていないというのが実情である。平和的生存権が日本国憲法のように明示されているものもあり、現行韓国憲法のように明示されていないものもある。ところで、韓国の場合、現実的な問題として北朝鮮との緊張関係が存在するという点で、憲法裁判所の戦時増員演習違憲確認訴訟に関する決定のように、米国との軍事的協力が国家の存立のために正当化可能であり、これは他国には存在しない韓国固有の状況である。このような状況の下、平和的生存権を狭く解釈せざるを得ない状況が生じるのはやむを得ないと言えよう。その結果、現在の韓国では平和的生存権が憲法上の基本的人権として認められにくいのが事実であり、例えば済州島海軍基地問題を持って憲法裁判所に憲法訴願審判を

請求し、平和的生存権が憲法上の基本的人権として認められるように求めることは、難しいのではないかと思われる⁵¹⁾。

ここで、最近の国連人権理事会で議論されている「平和への権利 (The Right to Peace)」論がこの問題に有意義な示唆を与えている。この「平和への権利」論に関しては、NGO 団体のスペイン国際人権法協会を通して「平和への権利宣言を求める運動」が行われるなど、新たな展開を見せている。次章では、このことに関して分析した後、今まで検討した平和的生存権に関する憲法裁判所の二つの決定例と済州島海軍基地問題に「平和への権利」論を適用して考えられる余地はあるかということに関する検討に基づいて、平和的生存権論と「平和への権利」論がどのような関係を持つことができるかということに関して考察したい。

Ⅲ. 国連人権理事会における「平和への権利」論

「平和への権利」という概念は、第二次世界大戦後からの学説・宣言などの一連の努力以降、1978年の国連総会で「平和的生存のための社会的準備に関する宣言 (Declaration on the Preparation of Societies for Life in Peace)」⁵²⁾の決議によって展開された。その主な内容は「すべての国民とすべての人間は平和の中で生存する固有の権利を有する」であって、この宣言は1984年の「人民の平和への権利に関する宣言 (Declaration on the Right of Peoples to Peace)」⁵³⁾の決議でも繰り返された。その後、1986年の国連総会で一度平和への権利に関する言及はあったものの、積極的に基本的人権と結び付けた動きはなかった⁵⁴⁾。他方でNGO 団体であるスペイン国際人権法協会が数回の検討作業を経た後、「平和への権利に対するルワルカ宣言」を採択するなど、2006年から平和への権利国連宣言を求める運動が展開され、国連人権理事会に持ち込んで平和への権利に関する議論を巻き起こした。そして、国連人権理事会は、2008年以降に「平和への権利」促進決議を採択した⁵⁵⁾。

以上のように、国連で議論されている「平和への権利」は、その主体が個人であるか集団であるか、また、「平和への権利」と「平和的生存権」は同一の権利概念として見做され得るのか、といったことに関する多様な論点がある。

まず、個人的権利であるという面から検討してみると、思想・信条の自由、表現の自由などが個人の有する基本的人権として挙げられ、次に集団的権利であるという面で検討してみると、20世紀に登場した権利の中で、その性質上、民族自決権、環境権などが挙げられてきた⁵⁶⁾。そして、平和的生存権と関連して検討してみると、平和的生存権を最も明らかに言及している日本国憲法前文で「全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免れ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」としていることと、2012年2月の国連人権理事会・諮問委員会で採択された「平和に対する権利の宣言」の第2次草案⁵⁷⁾の第2条2項において、「すべての個人は、あらゆる種類の暴力の標的になることなく、能力、身体、知性、道徳及び精神を全面的に発展

することができるように、平和のうちに生存する権利を有する」としている。しかしながら、これは平和への権利のうち、消極的な側面を定めたものに過ぎない。すなわち、平和的生存権に関する既存の研究を見てみると、憲法が保障している既存の平和主義を市民に積極的に保障するのが中心となっているが、もし国家がこれを保障しない場合、個人がどれほど抵抗できるかに関することまでは、まだ十分検討されていない。このことを最もよく示している例として、前章で検討した憲法裁判所の戦時増員演習違憲確認訴訟が挙げられる。2006年の平澤米軍基地移転違憲確認訴訟で平和的生存権が基本的人権として認められてわずか3年で否定された経過及びそれに対する評価に関しては検討されていても、前述のように再び平和的生存権が否定されたことに対し、いかに抵抗できるかに関しては韓国の憲法学界において十分検討されていないのである。

一方、国連人権理事会・諮問委員会は「平和に対する権利の宣言」の第2次草案の導入部で、「武力使用を世界から根絶しなければならないというすべての人民の意思を表明(する)」という積極的な表現を使用している。すなわち、平和への権利は、「武力を持つてはいけな」と主張することができる権利」と言い換えることが可能である。また、これをいかに保障するかという問題意識から出発することもできる⁵⁸⁾。したがって、「平和への権利」は、その権利内容として多様な内容を含んでいると考えられる。例えば、人間的安全保障の権利、安全と健康な環境の権利、不服従と良心的兵役拒否の権利などは構成要素として挙げられる⁵⁹⁾。

それでは、以上のような議論を前章で検討した三つの事例に照らし合わせてさらに検討してみよう。平和学者の李大勳は「国連人権理事会での『平和への権利』に関する現在の議論は、消極的な戦争協力拒否権や人間安保と平和の肯定的な面を積極的に追求する権利を同時に含めている。その中でも、特に不服従の権利を積極的に展開するべきであると主張している。例えば、良心の自由に基づいた兵役拒否権の場合、『私には兵役義務の履行ができない』であるが、済州島海軍基地と平澤米軍基地問題の場合は『国家がわが村に対し、このような政策を行うのは、平和を包括的に害するため、やめさせたい』ということである。つまり、『私が基地建設または移転に参加できない』ではなく、『基地建設又は移転をしない方がいい』であるので、さらに積極的な不服従の意味を有すると言えるのである。ところが、韓国国内の法律的議論はそこにまで及んでいない状態であるため、平和への権利に関する国際的な議論の流れと相当な格差がある⁶⁰⁾と力説した。すなわち、前述のように、国連人権理事会で現在議論されている「平和への権利」の内容は「積極的側面の平和主義」理念を示しているが、李大勳の発言に基づいて考えてみると、韓国の憲法学界及び憲法裁判所では、このような積極的側面の平和主義理念として平澤米軍基地移転違憲確認訴訟と戦時増員演習違憲確認訴訟の事例を解釈したと見られない。言い換えれば、憲法裁判所の解釈は非常に狭い範囲内で行われたため、結果的に平澤米軍基地移転違憲確認訴訟で平和的生存権を基本的人権と認めた根拠が微弱にならざるを得ず、そのためわずか3年後の戦時増員演習違憲確認訴訟で平和的生存権が否定されるように

なったと言えるのである⁶¹⁾。したがって、人権とは普遍的なものであることを念頭に置きながら、平和への権利と関連した現在の国連人権理事会の動きを考えてみれば、そして、韓国が国連で定められた人権の概念を重視するのであれば、国際法尊重の原則を示している現行韓国憲法第6条に基づき、このような積極的側面の平和主義理念を憲法裁判所の決定の中にもっと取り込むことも可能である。

濟州島海軍基地問題もこれと同様の文脈で検討することができる。前章でも考察したが、江汀村の住民たちは、海軍基地反対運動を展開しながら「戦争の脅威から免れて平和に生存する権利」という「狭い意味」としての平和的生存権と「構造的暴力から免れて平和に生存する権利」という「広い意味」としての平和的生存権の相方を主張したと見られる。そもそも江汀村の住民たちが主張する平和的生存権は、権利の性格よりも「単に美しい自然環境の中で平和に生きるようにして欲しい」という、いわゆる熱望の概念としての性格がより強かったと言える。その後、海軍基地反対運動を展開しながら続けて権利としての平和に関する議論に触れ、江汀村には海軍基地建設による環境問題や村の開発問題が直ちに直面されることになるので、発展権及び環境権を始めとして積極的な平和への権利としての人間安保や不服従の権利まで関連付けて考えるようになったのである⁶²⁾。まさにこのようなことが現在国連人権理事会で「積極的側面の平和主義」として議論されている「平和への権利」と関連付けて考えることができる。すなわち、濟州島海軍基地問題こそ、このような国際的権利議論に相当すると言える⁶³⁾。

韓国において平和的生存権と関連した議論はまだ多少なりとも進められてはいるが、国際的情勢がこのような状況であるにもかかわらず、韓国の学界や平和運動を行う市民団体は、それを数年前から認識していても⁶⁴⁾、朝鮮半島を巡る様々な現案を優先するという理由で重要視しなかった。平和的生存権とは別の枠で「平和への権利」の国際的展開に関する研究が以前から活発に行われ⁶⁵⁾、「平和への権利を世界に」というスローガンで2011年12月に日本各地で『「平和への権利」国際キャンペーン・日本集会』が開催されたのとは非常に対照的であると言える⁶⁶⁾。そのため、韓国社会においても、近年の多様な事例を通して「韓国における平和的生存権論」を学界や市民団体で積極的に議論すると共に、平和への権利に関する国際的な人権の議論を韓国国内にも導く努力が必要ではないかと思われる。このような努力により、ようやく韓国社会においても平和的生存権をはじめとした平和への権利に関する議論の枠が定着する。また、それを通して国民自らが要求する平和権を理解して具体的に表現していく、いわゆる「平和権に対する下からの接近」が可能になり、平和権に対する議論がより体系的になるだろう。

結 論

本論でも言及したように、「権利としての平和」に関する議論と関連して、日本国憲法前文にある「平和のうちに生存する権利」を1960年代の日本における一つの「権利」として捕捉

して「平和的生存権」という流れで始まったのが一つの軸であれば、1984年の「平和への権利宣言（Right of Peoples to Peace）」を始めて続けられる国際社会の様々な議論がもう一つの軸であると言える。加えて、NGO団体のスペイン国際人権法協会が「平和への権利」に対する具体化作業を進めており、国連人権理事会では2011年から諮問委員会を構成し、多くの成果文章を生み出している。ところが、序論でも言及したように、韓国の学界では「平和的生存権」と「平和への権利」を「平和権」という言葉を使用して完全に同一な概念として扱ってはいるが、平和への権利は、そもそも「Right of Peoples to Peace」という言葉から由来したように、言葉自体から集团的権利の性格が強く、国際的次元で個人ではなく、一つの国家が戦争や平和に対してどのような権利を有するかをいうものであるため、平和的生存権とは距離がある⁶⁷⁾。

そして、平和への権利の主体が個人であるか集団であるか、それとも両者の性格を全て有しているのかにも論争の余地がある。すなわち、前章で言及したように、思想・信条の自由、表現の自由などの個人的権利と民族自決権、環境権などの集团的権利が存在するがゆえに、労働者の団結権のような両者の性格を全て有する権利もある。この権利は国連人権理事会・諮問委員会にて決議された「平和に対する権利の宣言草案」⁶⁸⁾に詳細に条文化されており、これは本論で言及した憲法裁判所の平和的生存権に関する二つの決定や済州島海軍基地問題に適用すれば、「権利としての平和」が国民に保障すべき基本的人権として認められる根拠として十分成立すると思われる。もちろん、この「平和への権利」は、まだ国際人権法として正式に定立されていない、宣言的な意味合いに過ぎないが、国連人権理事会・諮問委員会で草案を採択し、将来的に国連総会にて「平和への権利」宣言を審議・採択することを目指しながら国際人権法として定立させようという動きとして活発に議論されている⁶⁹⁾。それで、議論の成果として平和への権利が国際人権法として定立されるようになれば、国際法尊重の原則を示している現行韓国憲法第6条に基づき、平和的生存権を含めた「権利としての平和」が国民に保障すべき基本的人権として認められる法律的根拠が十分成立されるようになる。本論で見てきたように、平和的生存権が憲法上保障すべき基本的人権として憲法裁判所で認められたにもかかわらず、わずか3年後にそれが否認されてしまったのは、平和的生存権に関する現行韓国憲法上の法律的根拠が曖昧で明確ではなかったためである。すなわち、平和的生存権が明らかに明示されていないことが何よりも大きかったのである。そのため、現行韓国憲法では直接的に言及されていないが、現在国際社会で活発に議論されている「平和への権利」論を、日本各地で2011年12月に開催された『『平和への権利』国際キャンペーン・日本集会』のように、韓国の学界でも積極的に議論する必要がある。そのことにより、将来平和への権利が国連総会の決議を経て正式に国際人権法の一つとして定立されれば、前述のように現行韓国憲法第6条に基づき、平和的生存権が憲法上保障すべき基本的人権として認められる強力な法律的根拠となる。ここに現在国際社会で議論されている「平和への権利」論を韓国における平和的生存権と関連した議論にもたらす意義があるのである。

公法学者の高柳信一は、平和は「政策」ではなく「人権」とであると定義した。すなわち、「人権」というのはあくまでも「個人の権利」で、「平和への権利」も究極的に個人がいかに生きていけるのかの問題であるので、集団的権利よりは個人的権利の性格がより強いということである⁷⁰⁾。さらに、平和学者の李大勳も「自由主義における人権議論では全ての権利主体が個人である。例えば、『女性の権利』と言ったとき、実はその女性個人が権利の主体であるが、全体集団としての『女性』と指称することで権利を主張するパターンがある。つまり、現代の不平等な社会で少数集団の権利を引き上げて人権を保障する方式は、常に少数者を個人として呼称するのではなく、集団として呼称したときのみ人権が保障されるということである。ところが、集団の中には小集団があり、小集団を細かく分けてみると、結局は個人を包括する権利に行くしかない」と主張した⁷¹⁾。このような学者たちの主張を総合してみると、結果的に平和への権利の主体は個人にあると言えよう。ところが、国連人権理事会における議論からわかるように、国際政治の中から平和への権利が出たとすれば、それは個人的人権としての平和への権利と全く性格が違うものであり、ここでの平和への権利は、個人の人権よりは国家間の権力闘争の素材になってしまう⁷²⁾。そのため、この「平和への権利」に関して、検討しなければいけない議論は数多く存在する。そうして「平和への権利」の主体を明確に整理する必要があるということと共に、前章の最後の部分で言及したように、韓国社会において「権利」としての平和の概念をより確実に定着させ、平和的生存権が憲法上の基本的人権として認められるためにも、この「平和への権利」に関する国際的議論を韓国国内で積極的に展開し、学界でさらに活発に議論する必要があると言える。その際には、韓国における平和運動に関する研究が示した到達点を踏まえることも重要となるであろう⁷³⁾。

注

- 1) 例えば、憲法学者の小林武は、「この『平和のうちに生存する権利』が平和的生存権であり…」と断言的に平和的生存権の定義を下した。小林武 [2006:3]
- 2) 山内敏弘 [1992:269]、田中伸尚 [2005:60 以下] に基づき、筆者要約。
- 3) 小林武 [2006:3]
- 4) 平和的生存権の一般的定義や性格に関しては、深瀬忠一 [1987]、山内敏弘 [1992:2003]などを参照。
- 5) ここで、韓国の憲法学における平和主義研究と韓国の政治状況（軍事政権から1987年の民主化に至るまで、そして、民主化以降現在まで）との関連について検討する必要がある。特に、1987年の民主化以前の韓国の軍事体制と憲法学との間の関係に留意することが重要であるが、この点については、仁荷大学の李京柱が研究を進めている。李京柱 [1999:159-172]、[2004:115-125]、[2006]、[2007:326-347]等。
- 6) これに関する代表的な議論の場としては、2011年10月5日に国会図書館の国会議室で開かれた「東北アジアの海洋葛藤と平和的生存権——済州海軍基地建設葛藤を中心に」という題名の政策討論会があった。さらに、憲法学者の徐勝も済州島海軍基地問題を巡る様々な葛藤状況や議論を学術論文としてまとめた。徐勝 [2011]
- 7) 2012.8.29. 憲法学者の李京柱へのインタビュー。
- 8) 例えばイム・ジェソン [2011]、前田朗 [2011]などの研究を参照すると、このような傾向が分かる。

- 9) 韓国の国会図書館のホームページにおいて「憲法上の国際平和主義」というキーワードによる文献検索で出てきた数少ない文献を分析してみると、韓国の学界で「憲法上の国際平和主義」が初めて登場したのは1960年代後半（鄭昌起「憲法上国際平和主義を論述せよ」『考試界』第11巻第6号、国家考試学界（1966年6月）34~39頁）であると見られるが、本格的な議論を展開したのは金哲洙と韓相範の研究であったことが確認できる。
- 10) 金哲洙 [1976:15]
- 11) 韓相範 [1975:17]
- 12) 構造的暴力とは、貧困、飢餓、弾圧、環境破壊、疎外、差別などの不公正な社会構造をいう。見玉克哉他 [2008:94]
- 13) 憲法学者の君島東彦は、これに対して「韓国の憲法学において、日本の平和的生存権を紹介する研究が1980年代からあった」と述べ、平和的生存権に対する当時の韓国憲法学界における議論は、日本の議論を紹介する役割を果たしたと評価した。
日本平和学会「憲法と平和」分科会（2011年度春季研究大会実施報告）
<http://www.psj.org/modules/news2/article.php?storyid=2>（最終検索日：2012年9月13日）
- 14) 2012.8.30. 平和学者の李大勳とのインタビュー。
- 15) 李京柱 [2009:198~199] に基づき、筆者要約。
- 16) 同上。
- 17) ジョン・ヘイン [2011]
- 18) イム・ジェソン [2011]
- 19) ジョン・ヘインが使用した学説は効力否定説・効力肯定説である。また、ジョン・ヘインは「憲法前文が憲法制定権力の所在を明確にすることで、国民の全体的決断である憲法の本質的部分を含めているので、『規範的効力』を有する」という憲法前文に関する韓国の通説も紹介した。各学説を主張した学者と学説の内容に関しては、ジョン・ヘイン [2011:385~386] を参照。
- 20) ジョン・ヘインは、これと関連して以下のように述べている。
「既に社会学や政治学では平和的生存権（平和権）について本格的な議論が始められており、平和の概念を『構造的暴力のない状態』と見るなど、人間生活の最も根本的で包括的な部分まで包摂しようとする傾向がある。もちろん、『構造的暴力のない状態』が最も理想的な平和の状態であるのは当然のことだが、憲法学界では憲法典に明示された一連の戦争関連条文、主観的公権性の性質、憲法裁判の本質における根本的な限界であるという問題点を持って始まる議論である以上、平和的生存権の保護領域に対しても他の学界よりは認定範囲が狭くならざるを得ない。さらに、平和的生存権を憲法裁判において裁判規範として援用することができるようにするためには、その保護領域がさらに狭くならざるを得ない。そして、平和的生存権を基本権として認定するとしても、その内容を明確に定めなければ自己関連性という難題のため、例えば国軍の侵略戦争への派兵を一般市民が憲法訴願を請求して争うことは不可能になる。日本の場合、2008年以降平和的生存権を『裁判規範』と明確に認めているにもかかわらず、原告適格を否定して実際に機能できないようにしていることを勧告すれば、自己関連性を念頭にしている平和的生存権の保護領域の確定は、とても重要な作業になるだろう」ジョン・ヘイン [2011:404]
- 21) イム・ジェソンは、「平和的生存権」は日本国憲法前文に明示されており、1960年代後半から日本の学界と社会運動において広範囲に使用されている用語で、韓国での「平和的生存権」はここから由来されたものであると分析した。そして、「平和への権利」と関連して、1984年国連で決議された「平和への権利宣言」を例えながら、韓国では「平和権」と「平和的生存権」が共に使われており、全て同じ内容を表現しているのであって、英文表現もその内容の差があると見られないので「平和権」という用語に統一して使用すると述べた（イム・ジェソン [2011:168] の注1参照）。ところが、前田朗の研究から見られるように、「平和への権利」と「平和的生存権」には、もちろん実質的に共通的な要素を持っているのも事実である。例えば、日本国憲法における平和的生存権は戦争だけではなく、構造的暴力まで含めている。しかし、平和への権利のように詳細に列挙していないこと、そして、日本国憲法の平和主義は前文の平和的生存権と第9条をセットにした考え方であるが、平和への権利には日本国憲法第9条に明示されている「戦争放棄」が言及されていないことなど、差異も存在する（詳細

は前田朗 [2011:27-30] 参照)。特にこのことに関しては、最近国連人権理事会・諮問委員会で議論されている内容に基づき、日本の学界でも平和への権利の「主体」は誰にあるのかなど、詳細な議論が行われている。残念ながら韓国学界ではこの「平和への権利」に関する議論は現在ほぼ行われておらず (2012.8.30. 李大勳へのインタビュー)、韓国でも平和的生存権を語るときにこの「平和への権利」を巡る国際的な動きに基づく活発な議論が必要であろう。「平和への権利」に関する、より詳細な内容は、本稿の第3章で取り上げることにする。

- 22) イム・ジェソンは、自ら定義した「平和権」について以下のように結論付けている。
「平和権は、新しい権利を通して新しい抵抗を作ろうとした人々の努力を通して韓国社会に登場した。彼らが叫ぶ平和権議論を分析すると、何を剥奪された彼らが、何を守るために平和権を語るのかが確認できる。もちろん平和権に対する制度的認定は簡単ではないと予想されるものであり、平和権と関連した社会運動も以前ほど活発ではない状況であるが、これも既存の秩序の中で新しい秩序が形成される過程であると言える。人権は抵抗の言葉が繋がれるところで作られる」(イム・ジェソン [2011:168,203] 参照)
- ところが、このような結論は注 19 と関連して本論で述べたように、平和権に関する概念定立が明確にされていない状態で曖昧に展開されたものである。彼は「平和権」という用語を使用する一つの理由として、平和的生存権という用語は独立的な権利を示すよりは、生存権の一部分を指していると思われることを挙げたが (イム・ジェソン [2011:168] の注 1)、そもそも憲法上の基本的人権として明示されている日本国憲法の平和的生存権は独立された一つの基本的人権として挙げられているのであり、平和を単に「戦争のない状態」だけではなく「貧困・飢餓など構造的暴力がない状態」まで広く定義して議論している日本の平和学界での観点から照らしてみても、このような彼の結論には明確な論拠が不足である。彼の研究は、結論的に韓国において平和権に関する議論や社会活動が 2006 年の平澤訴訟の直後ほど活発ではない点だけ再び確認させてくれたことで、この先も解決すべき研究課題が相当残っていると見られるのである。
- 23) 自由と正義、人権と福祉が正しく実現される「参与民主社会」の実現のために各界各層の市民たちが集まって 1994 年に創立された団体。参与連帯 <http://www.peoplepower21.org/about/sub.php?sub=m10> (最終検索日: 2012 年 10 月 10 日)
- 24) 一般的な法制度や経済・社会的な人権状況に対する深みのある調査・研究・代案の備えなどを目的に弁護士たちが集まって 1988 年設立。弁護士業務の個性・分散性による欠点を克服し、構造的に行われる人権侵害に対して持続的で組織的に対応すること、そして、法律家の団体として専門性や合理性を生かして、社会改革と進歩のための批判や建設的な代案提示ということに設立意義がある。
民主社会のための弁護士の集い http://www.minbyun.org/?mid=intro01_renewal
(最終検索日: 2012 年 10 月 10 日)
- 25) 以上は 2012.8.30. 平和学者の李大勳へのインタビューによる。そして、韓国の市民団体による多様な活動に関しては様々な文献があるが、韓国における市民団体を活動の様態を詳しく説明している代表的な文献として川瀬俊治他編『ろうそくデモを越えて—韓国社会はどこに行くのか』東方出版 (2009) がある。
- 26) ところが、韓国において、韓国の平和運動が憲法裁判所を使うようになった経緯や理論的背景等に関する経験的研究はいまだ行われていないのが実情である。そのような韓国学界における問題を解決するためには、関連弁護士とのインタビューなどで対処していくことも必要となるであろう。
- 27) すなわち、当時の憲法裁判所は人間としての尊厳と価値・幸福追求権を平和的生存権と見なしたと解釈できるのである。この「イラク戦争派遣決定及び同意案等違憲確認」決定の詳細な内容は、『憲法裁判所判例集』第 15 巻第 2 集 (下)、655-663 頁 (2003 헌마 255・256[併合]) を参照。
- 28) 憲法学者の李京柱、若手研究者のジョン・ヘインとイム・ジェソンの最近の研究を見ても、平和的生存権が憲法上の基本権であるか否かを議論する時に、この決定をあまり扱っていないのが分かる。
- 29) 張慶旭 [2010:160-161]
- 30) 李京柱 [2009:177] に基づき、筆者再解釈。
- 31) 以下で分析する二つの決定に関する全文は、『憲法裁判所判例集』第 18 巻第 1 集 (上) の 298-320 頁 (平澤米軍基地移転違憲確認訴訟) と第 21 巻第 1 集 (下) の 769-783 頁 (戦時増員演習違憲確認訴訟)

- を参照した。本章では、平和的生存権が憲法上の基本的人権であるか否かについて判断した内容を中心に要約することを明らかにしておく。
- 32) なお、個別意見を示した裁判官3人のうちの1人は、以下のような「個別意見に対する補充意見」述べた。詳細は『憲法裁判所判例集』第21巻第1集（下）の771頁を参照。
 「『人間が生命と身体の安全を脅かされずに平和に生存できる自由と権利』を平和的生存権と呼べる。生命・身体の安全権が基本権として保障されるとはいえ、それと別途に平和的に生存する自由と権利を基本的に認める必要がないのではない」
- 33) 以上、李京柱 [2010:134]
- 34) 以上、前掲書、136頁。
- 35) この内容は2012.8.24. ガン・ドンギョン現江汀村会長へのインタビュー内容に基づき、徐勝 [2011:213-237]、シン・ヨンイン [2011:70-72] を参照して筆者要約。
- 36) 一方、賛成派は「海軍基地建設によって地域建設が活性化し、国家安全保障が確立される」と言いながら「済州海軍基地建設凡道民誘致委員会」を設立し、賛成運動を展開した。ところが、住民多数の反対で、和順里での建設計画は取り消された。
- 37) 韓国において「村会」とは、一般的に村民の福祉増進を図るために村民だけで構成された自生団体を言う（地方自治体ではないので、議会ではない）。そのため、「村会長」とは「村会」という村民の自生団体の代表のことを言う。
- 38) このことは、現在の江汀村会の公式的な見解でもある。済州道議会でもこのことに関する疑惑が提起されたのである。
- 39) 済州道議会は本世論調査に関しても疑惑を提起し、島の行政側に世論調査原資料公開を請求したが、済州道知事は「海軍基地建設誘致は決定事項である」と述べ、拒否したという。
- 40) 当時の投票率は48.8%であった（有権者1484名）。
- 41) シン・ヨンイン [2011:70-71] から直接引用。
- 42) 西婦浦新聞が2009年9月2日～11日に江汀住民たちを対象に実施した「精神健康実態調査」の結果参照。前掲書、71頁。
- 43) 韓国の憲法学界における平和的生存権に関する議論状況は本稿のIで説明した通りである。特に平和的生存権の定義に関する最近の主な議論は、李京柱 [2009;2011:52-54]、ジョン・ヘイン [2011]などを参照。
- 44) ただし、現行韓国憲法第37条第2項により、国民の自由と権利は国家安全保障や秩序維持・公共福利のために必要な場合に限り法律によって制限される場合がある。なお、制限される場合でも、自由と権利の本質的内容は制限されない。
- 45) 李京柱 [2011:52]
- 46) 以上は2012.8.24. ゴ・グォンイル済州海軍基地江汀村反対対策委員会委員長へのインタビューによる。
- 47) 絶対保全地域とは、済州島開発特別法（1991.12.31. 制定）が制定される当時、無節制な開発で毀損されていく自然を保全し、済州島固有の自然的特性を保護するために一定地域を絶対保全地域と指定して永久に保全する地域をいう。シン・ヨンイン [2011:71]
- 48) 以上、2012.8.24. ガン・ドンギョン現江汀村会長へのインタビューによる。
- 49) 以上、2012.8.30. 平和学者の李大勳へのインタビュー。
- 50) 憲法学者の李京柱は、この広い意味としての平和的生存権の概念を取ることになると、「新しい人権」としての平和的生存権が、まるで全ての人権を指す包括的な人権概念として変わる恐れもあるとし、海軍基地問題を「狭い意味の平和」としての平和的生存権の概念に限定して考察した（李京柱 [2011:52-53]）。これは「広い意味の平和」としての平和的生存権の概念を取ると、解釈如何によって憲法上明示された幸福追求権などの既存の人権と重なってしまい、その差が曖昧模煖になってしまう部分があるので、平和的生存権が憲法上の基本的人権として認められるためには「狭い意味」に限定する方が重要だという意味であると見られる。もちろん、この部分に関しては議論の余地が多いが、根本的に「平和」とは単に「戦争のない状態」のみならず「構造的暴力のない状態」も意味していると考えられる平和学的な観点から検討すれば、長期的には構造的暴力を含めた「広い意味」の平和的生存権を幸福追求権などの既存の人権とは別途に憲法に明示する方法なども検討してみる価値があると思

- われる。
- 51) 以上、2012.8.29. 憲法学者の李京柱へのインタビュー。なお、この問題については、平和的生存権に対する反論、軍隊に対する国家の政策、軍事基地の設置などといった政策問題と個人ないし集団の権利の問題との関係について、さらに詳細な検討が必要である。
 - 52) UN Doc. A/RES/33/73
 - 53) UN Doc. A/RES/39/11
 - 54) イム・ジェソン [2011:180]。
 - 55) 以上の内容は、前田朗 [2011:14] 及び申鉉昨 [2012:307] に基づいて筆者要約。
A/HRC/RES/8/9 (2008), A/HRC/RES/11/4 (2009), A/HRC/RES/14/3 (2010), A/HRC/RES/17/16 (2011)
 - 56) 申鉉昨 [2012:307] の注 77 参照。
 - 57) 草案全文は、日本国際法律家協会編『INTERJURIST』No.173、日本国際法律家協会 (2012年4月) 42~48頁参照。
 - 58) 以上の内容は、2012.8.30. 平和学者の李大勳へのインタビューに基づいて筆者要約。
 - 59) この内容と関連して、前田朗 [2011:26-30] 及び日本国際法律家協会編『INTERJURIST』No.173、日本国際法律家協会 (2012年4月) 49頁の「IADLの文書発言」を参照。
 - 60) 以上、2012.8.30. インタビュー。
 - 61) さらに李大勳はこのことに対し、「憲法裁判所の決定は、積極的側面の平和主義理念を標榜した議論とも無関係に行われたと言わざるを得ない」と批判した。2012.8.30. インタビュー。
 - 62) 2012.8.24. ゴ・グォンイル済州海軍基地江汀村反対対策委員会委員長へのインタビュー。
 - 63) 2012年5月30日、国連人権理事会の人権特別報告官たちは韓国政府に対し、海軍基地建設による江汀村の住民及び平和運動家たちの人権侵害を懸念するという旨の勧告書簡を送付し、60日以内の答弁を要求した。ところが、韓国政府はそれに対する答弁書簡を送付していないということが最近になって明らかになった。京郷新聞 (경향신문)、2012年9月13日
 - 64) 1998年に光州で行われた「光州アジア人権宣言」で「平和に生きる権利 (The Right to live in Peace)」が宣言されたことがきっかけとなり、韓国でも「平和への権利」に関する国際議論を議論する場が一時あった。しかし、朝鮮半島を巡る様々な現案が優先され、この「平和への権利」に関する議論の場は、現在ほぼ存在しないのが事実である。2012.8.30. 平和学者の李大勳へのインタビュー。
 - 65) この代表的な日本の研究として、山内敏弘 [1992:255~267] が挙げられる。山内は、平和的生存権は平和への権利として「いかなる人間、言語、性によって差別されることなく、平和のうちに生存する固有の権利」と述べて平和的生存権と平和への権利を同一な位置づけで考えた。ところが、本章で考察した通り、平和的生存権は「消極的側面の平和主義」を示すものであり、平和への権利は「積極的側面の平和主義」を示すものであるということを見ると、平和的生存権は平和への権利の上位概念であると言えるだろう。なお、後ほど結論で詳しく述べるが、このような仮説は前章で取り上げた三つの事例に照らし合わせて得られたものであるので、まだ議論の余地があることを明らかにしておく。
 - 66) 申鉉昨 [2012:308~309]、日本国際法律家協会編『INTERJURIST』No.173、日本国際法律家協会 (2012年4月) 4~10頁参照。
 - 67) 2012.2.2. 平和学者の李大勳とのインタビュー。申鉉昨 [2012:308] から再引用。
 - 68) 日本国際法律家協会編『INTERJURIST』No.173、日本国際法律家協会 (2012年4月) 42~48頁参照。
 - 69) 日本国際法律家協会編『INTERJURIST』No.172、日本国際法律家協会 (2011年12月) 2~3頁参照。
 - 70) 高柳信一 [1969;1975]、申鉉昨 [2012:309] から再引用。
 - 71) 2012.8.30. インタビュー。さらに李大勳は「権利主体は誰にあるのかについて接近していくとき、個人の権利を保障するためには、その個人が属されている集団をどのように認識するべきであろうか、集団が有する権利を保障するためには、その集団の中の各小集団の権利がいかに構成されるべきか」という設問を立つのが、より量的な議論となる。また、それが人権議論においては、自分の権利を保障することによって他人の権利がさらに良く保障されるという『連帯権利』としての枠になるのである」と述べた。
 - 72) 前田朗 [2011:12~26] 参照。申鉉昨 [2012:309] から再引用。
 - 73) なぜなら、韓国においては、平和そのものに関する研究はほとんどなく、平和運動に関する学問的議

論は活発に行われているからである。例えば、平和運動に関する主要な先行研究として、鄭旭湜 [2004]、グ・ガブ [2007] などが挙げられる。

参考文献

<日本語文献>

- 小林武『平和的生存権の弁証』日本評論社、2006
 児玉克哉他『はじめて出会う平和学——未来はここからはじまる』有斐閣、2008
 笹本潤・前田朗編『平和への権利を世界に——国連宣言実現の動向と運動』かもがわ出版、2011
 申鉉旣「韓国における良心的兵役拒否に関する考察——憲法裁判所の決定と国連諸機関における議論を中心に」『立命館国際研究』第25巻第1号、立命館大学国際関係学会、2012
 徐勝「済州島海軍基地設置反対運動を通して見る韓国の平和運動」市川正人・徐勝編『現代における人権と平和の法的探究——法のあり方と担い手論』日本評論社、2011
 鄭旭湜著、斎藤盛午訳「『世界平和の島 済州に基地はいらぬ』」『世界』第837号、岩波書店、2012
 高柳信一「戦後民主主義と『人権としての平和』」『世界』第283号、岩波書店、1969
 ———「人権としての平和」『法律時報』臨時増刊、日本評論社、1975
 田中伸尚『憲法九条の戦後史』岩波新書、2005
 張慶旭「平和的生存権の意義」『東アジアの歴史認識と平和をつくる力——東アジア平和共同体をめざして』日本評論社、2010
 日本国際法律家協会編『INTERJURIST』No.172、日本国際法律家協会、2011
 ———『INTERJURIST』No.173、日本国際法律家協会、2012
 深瀬忠一『戦争放棄と平和的生存権』岩波書店、1987
 山内敏弘『平和憲法の理論』日本評論社、1992
 ———『人権・主権・平和——生命権からの憲法的省察』日本評論社、2003
 李京柱「韓国における平和的生存権論」浦田一郎他編『立憲平和主義と憲法理論——山内敏弘先生古稀記念論文集』法律文化社、2010
 川瀬俊治・文京洙編『ろうそくデモを越えて——韓国社会はどこに行くのか』東方出版、2009

<韓国語文献>

- イム・ジェソン「平和権・下から作られる人権——韓国社会運動の『平和権』議論を中心に」『経済と社会』第91号、ハンウル、2011
 金哲洙「国際平和主義」『法政』第60号～第61号、韓国司法行政学会、1976
 グ・ガブ「韓国の平和運動：批判的評価」『批判的平和研究と韓半島』フマニタス、2007
 丘秉朔「平和的生存権論」『考試研究』第96号、大名考試研究会考試研究社、1982
 鄭旭湜「韓国平和運動の成果と展望、そして課題」『韓国社会学会 2004 年度特別シンポジウム論文集』韓国社会学会、2004
 鄭昌起「憲法上国際平和主義を論述せよ」『考試界』第11巻第6号、国家考試学界、1966
 シン・ヨンイン「済州海軍基地の問題点と反対闘争の歴史的意味」『東北アジアの海洋葛藤と平和的生存権——済州海軍基地建設葛藤を中心に』国会政策討論会資料、2011
 ジョン・ヘイン「平和的生存権の保護領域に関する研究」『漢陽法学』第22巻第3号、漢陽法学会、2011
 韓相範「国際平和主義と国際連合の『侵略』定義——憲法第4条の理解のための試論」『司法行政』第175号、韓国司法行政学会、1975
 ———「韓国の憲法理論とその問題点——主権と解釈論の批評」『法政』第62号、韓国司法行政学会、1976
 李京柱「韓・日憲法の平和主義に対する比較研究」『世界憲法研究』第4号、国際憲法学会韓国学会、1999
 ———「イラク派兵と憲法」『記憶と展望』第8号（2004年秋）、民主化運動記念事業会、2004

- 「改憲史と平和主義」『民主法学』第31号、冠岳社、2006
- 「平和主義原理、その可能性と限界」共にする市民行動編『1987年憲法、何が問題か——憲法再び見る』チャンピ、2007
- 「平和的生存権の憲法実践的意義」『民主法学』第41号、民主主義法学研究会、2009
- 「江汀村と平和的生存権」『東北アジアの海洋葛藤と平和的生存権——済州海軍基地建設葛藤を中心に』国会政策討論会資料、2011

<韓国憲法裁判所判例集>

- 憲法裁判所事務処編『憲法裁判所判例集』第15巻第2集（下）、憲法裁判所、2004
- 『憲法裁判所判例集』第18巻第1集（上）、憲法裁判所、2006
- 『憲法裁判所判例集』第21巻第1集（下）、憲法裁判所、2009

<新聞記事>

京郷新聞、2012年9月13日

<参考 URL >

- 憲法裁判所 <http://www.ccourt.go.kr> (2012.9)
- 参与連帯 <http://www.peoplepower21.org> (2012.9)
- 日本国際法律家協会 <http://homepage3.nifty.com/jalisa> (2012.10)
- 日本平和学会 <http://www.psj.org> (2012.9)
- 平和への権利を世界に <http://www.right-to-peace.info> (2012.10)
- PAZ SIN FRONTERAS <http://pazsinfronteras.org> (2012.10)
- 民主社会のための弁護士の集い <http://www.minbyun.org> (2012.10)

(本稿は2011年度国際地域研究所重点プロジェクト「平和研究の内省と再活性化——平和研究所の軌跡、課題、可能性」の研究成果の一部である。)

